

議案第10号

二宮町教育支援委員会条例を別紙のように制定する。

平成31年2月26日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

町の附属機関の見直しにより、二宮町教育支援委員会は、附属機関として整理し、条例で設置することに伴い、本条例を制定するために提案する。

二宮町教育支援委員会条例

(設置)

第1条 二宮町に住所を有する障害のある学齢児童生徒等に対し、一人ひとりのニーズに応じた適正な就学相談・指導・教育支援に必要な事項を審議するため、二宮町教育支援委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、その結果を二宮町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告する。

- (1) 障害のある児童生徒等の就学措置に関すること。
- (2) 就学前の療育・相談、就学相談・指導及び就学後の一貫した支援に関すること。
- (3) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) その他委員会が必要とすること。

(組織)

第3条 委員会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 中郡医師会医師
- (2) 二宮町立学校の教職員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 二宮町民生委員・児童委員
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長それぞれ1名を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 委員長は、必要に応じて委員会に構成委員以外の者の出席を求め、その説明及

び意見を聴くことができる。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 任期の最初の会議は、前項の規定にかかわらず、教育委員会教育長が招集する。

3 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(専門委員会)

第7条 委員会は、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員及び招致された者は、職務上知り得た秘密事項を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 会議は、非公開とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会教育部教育総務課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例の一部改正)

2 特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例（昭和31年二宮町条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表第1 学校運営協議会委員の項の次に次のように加える。

教育支援委員会委員	医師	〃 12,000円
	その他の委員	〃 6,200円

(議案第10号) 特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後		改正前	
別表第1		別表第1	
職名	報酬額	職名	報酬額
(略)		(略)	
学校運営協議会委員	〃 6,200円	学校運営協議会委員	〃 6,200円
教育支援委員会委員	医師 〃 12,000円	表彰審査委員会委員	〃 6,200円
	その他の委員 〃 6,200円		
表彰審査委員会委員	〃 6,200円	(略)	
(略)			